

# 鴨川市国際交流協会 令和8年度定期総会資料



令和8年4月26日(日)  
於:鴨川シーワールドホテル

## 目 次

議案第 1 号	令和 7 年度事業報告について	1
議案第 2 号	令和 7 年度収支決算報告について	3
議案第 3 号	令和 8 年度事業計画(案)について	6
議案第 4 号	令和 8 年度収支予算(案)について	9
議案第 5 号	役員を選任について	11
鴨川市国際交流協会規約		12
鴨川市国際交流事業基金設置規程		15
鴨川市国際交流協会 Facebook 運用規程		16

## 令和7年度 事業報告

実施日		事業名	人数	場所等	事業内容
通年	毎週 水・木・ 金曜日	外国人のための 日本語教室 (日本語教室部会)	9名	市内2か所	外国人向け生活日本語教室 受講者は、33名 計109回
	毎週 金曜日	こども日本語教室 (多文化共生部会)	3名	中央公民館	外国にルーツのある子どもが対象 受講者は、6名 計41回
	毎月 第1・3 木曜日	Kamogawa Song Birds ～英語で歌おう～ (交流推進部会)	11名	中央公民館	英語の曲の練習 「The Twelve Days of Christmas」、 「Day Dream Believer」、「Y.M.C.A.」、 「Do you hear the People Sing?」 計 23回
4月	9日	監査	2名	市役所	令和6年度事業報告・決算
	14日	第1回理事会	10名	市役所	令和7年度定期総会提出議案
	20日	定期総会	27名	鴨川 シーワールド ホテル	令和6年度事業報告・決算 令和7年度事業計画・予算
7月	22日	マニトワック市高校生 歓迎会 (姉妹都市交流事業)	45名	わんぱく ハウス	BBQ歓迎会で市民と交流し、すいか 割りやスモアを通して日本とアメリ カ、双方の文化に触れた。
	27日	第1回おしゃべりカフェ (多文化共生事業)	15名	鴨川警察署	ミニ講座「交通安全」
8月	21日 ～24日	マニトワック市民受入事業 (姉妹都市交流事業)	2名	鴨川市内	市民やボランティアと交流しながら 鴨川市内を観光し、日本の伝統文 化を体験
9月	30日～	第9回市民友好の翼 (姉妹都市交流事業)	14名	米国 マニトワック市	姉妹都市提携30周年記念式典や歓迎 会のほか、高校訪問や観光施設を 見学、ホームビジット等で交流を深 めた。
10月	～6日				
10月	19日	海をみながら ポールウォーキング！ (交流推進部会)	10名	前原海岸	ポールウォーキングを通じて交流
11月	1日	外国人のための 防災ハイク (多文化共生部会)	11名	江見小学校	市の防災体験会に参加 消火器や煙ハウスを体験
	9日	古民家 de English Tea Party (交流推進部会)	10名	理事宅	イギリス文化やアフタヌーンティーの 紹介
12月	5日	日本語教室部会議	4名	市役所	令和8年度事業計画(案)
	23日	はじめてのそば打ち体験 (外国人交流事業)	5名	中央公民館	日本文化紹介「年越そば」 そば打ちを通して交流
		シークレット・サンタ (姉妹都市交流事業)	30名	-	両会員同士がクリスマスプレゼント を交換

## 議案第1号

1月	23日	交流推進部会議	6名	市役所	令和8年度事業計画(案)
2月	7日	姉妹都市オンライン交流会 (姉妹都市交流事業)	12名	オンライン	マニトワック市民による家伝のサルサソースの紹介
	14日	災害時外国人 サポーター養成講座 (多文化共生事業)	16名	安房医療 福祉専門学校 南房総校	市と共催 災害時の外国人の困りごとと支援方法を学ぶ。
		外国人のための防災教室 (多文化共生事業)	12名		市と共催 日本の災害や避難所の役割について学ぶ。
	28日	第2回おしゃべりカフェ (多文化共生事業)	11名	観音寺	ミニ講座「ひな祭り」
3月	3日	多文化共生部会議	3名	市役所	令和8年度事業計画(案)

## 1 令和7年度 収支決算書

## (1) 収入の部

単位:円

科目	予算額①	決算額②	比較 (②-①)	備考
繰越金	606,690	606,690	0	令和6年度から
年会費	750,000	747,000	△ 3,000	個人207名 法人団体54口
負担金	95,000	115,000	20,000	総会后懇親会参加費 マ市高校生歓迎会参加費 マ市民歓迎会参加費 イベント等参加費
補助金	412,000	430,000	18,000	助成金((福)中央共同募金会)
雑収入	6,310	38,598	32,288	預金利息等
繰入金	2,000,000	350,000	△ 1,650,000	基金から
合計	3,870,000	2,287,288	△ 1,582,712	

## (2) 支出の部

単位:円

科目	予算額①	決算額②	比較 (②-①)	備考
姉妹都市 交流事業	2,490,000	1,417,486	△ 1,072,514	<b>【市民友好の翼】</b> 報償費 旅費 消耗品費 食糧費 通信費 案内送料 手数料 使用料 負担金 <b>【マニトワック市高校生歓迎会】</b> 消耗品費 食糧費 通信費 案内送料 <b>【マ市民受入事業】</b> 食糧費 通信費 案内送料 負担金 <b>【シークレット・サンタ】</b> 通信費 案内送料 荷物送料
				1,276,611 43,329 434,933 10,562 84,404 6,437 550 130,746 565,650 44,838 2,631 36,021 6,186 58,720 48,620 5,100 5,000 37,317 6,437 30,880

議案第2号

外国人 交流事業	70,000	33,545	△ 36,455	食糧費 通信費 案内送料 使用料	20,942 6,103 6,500
日本語教室 事業	80,000	55,200	△ 24,800	旅費 ボランティア交通費 印刷製本費 コピー代	50,400 4,800
多文化共生 事業	490,000	460,885	△ 29,115	【災害時外国人支援】 報償費 旅費 消耗品費 通信費 案内送料 振込手数料 会場使用料 【おしゃべりカフェ】 食糧費 会場使用料 【こども日本語教室】 旅費 ボランティア交通費	438,545 176,000 75,684 131,112 33,603 146 22,000 2,940 940 2,000 19,400 19,400
広報啓発 事業	68,000	43,068	△ 24,932	【広報紙等の発行】 印刷製本費 通信費 広報紙送料	43,068 37,400 5,668
事務費	110,000	109,913	△ 87	会議賄 交際費 市観光協会会費 消耗品費 通信費 総会資料等送料 保険料 会場使用料 備品費	66,939 10,000 11,704 6,381 3,190 10,000 1,699
予備費	562,000	0	△ 562,000		
合計	3,870,000	2,120,097	△ 1,749,903		

差引残高 収入2,287,288円 - 支出2,120,097円 = 167,191円については、次年度に繰り越し

2 令和7年度 国際交流事業基金

単位:円

年度当初	当該年度中増減額	当該年度決算額
8,613,781	△ 330,510	8,283,271

【当該年度中増減内訳】

預金利息(定期預金)	18,790 円
預金利息(普通預金)	700 円
繰出金	350,000 円

### 3 監 査 報 告

鴨川市国際交流協会規約第8条第4項の規定により、下記のとおり監査を実施しましたので報告します。

#### 記

- 1 実施日時 令和8年4月13日(月) 午後4時から
- 2 実施場所 鴨川市役所4階400会議室
- 3 監査意見 令和7年度鴨川市国際交流協会決算に対し、帳簿及び証憑書類を照合・監査の結果、いずれも適正に処理されており、決算書の金額が正確であることを確認する。

令和8年4月13日

鴨川市国際交流協会

会長 鈴木 健 史 様

鴨川市国際交流協会 監 事 小高 由加里

鴨川市国際交流協会 監 事 吉村 敦広

## 令和8年度 事業計画（案）

### 1 基本活動方針

市民を主体とした幅広い国際交流事業を推進し、国際親善と国際理解を深めるとともに、在住外国人との顔の見える関係を構築し、地域の国際化に寄与するため、次の事項を活動方針として定め、各種事業の推進を図ります。

また、会員が事業の企画・運営に関わり、会員や在住外国人のニーズに沿った事業を実施します。

- (1) 国際姉妹都市マニトワック市との交流を推進すること
- (2) 外国人との交流を推進すること
- (3) 外国人の日本語習得支援をすること
- (4) 市と連携し、多文化共生を推進すること
- (5) 協会事業の広報啓発をすること
- (6) 国際交流ボランティアの活用・派遣をすること
- (7) 国際協力を推進すること
- (8) その他、国際交流に関すること

### 2 事業内容

#### (1) 姉妹都市交流事業

##### ①シークレット・サンタ

マニトワック市民とクリスマスプレゼントを交換し、交流を深める。

##### ②姉妹都市オンライン交流会

マニトワック市民とオンラインで交流を深める。文化紹介は鴨川市が行う。

#### (2) 外国人交流事業（交流推進部会）

##### ①イベントの開催（5回）

外国人と地域住民との相互理解・交流の機会を提供する。

##### ②Kamogawa Song Birds（年間事業 毎月第1・3木曜日）

歌を通じて英語に親しむことを目的として開催する。

#### (3) 日本語教室事業（日本語教室部会）

##### ①外国人のための日本語教室（年間事業 毎週水、木、金曜日）

在住外国人を対象に、生活に必要な日本語の会話力向上及び生活習慣の習得を目的として開催する。

##### ②日本語指導ボランティア入門講座（全8回）

外国人に対する日本語教育指導者の育成を図る。

(4) 多文化共生事業（多文化共生部会：市と連携）

①おしゃべりカフェ（2回）

外国人が会員やほかの外国人とおしゃべりを通して、情報収集、友達づくりのきっかけの場を設ける。ミニ講座で、日本の制度や生活に関する情報を提供する。

②こども日本語教室（年間事業 毎週金曜日）

外国にルーツのある子どもの日本語習得及び学習支援を目的として開催する。

③外国人のための防災バスハイク

外国人が、地震や津波などの災害を疑似体験する。併せて日本人にも参加してもらい、災害時の外国人の困り事について学び、相互理解を深める。

④災害時外国人サポーター養成講座

会員を含む市民を対象に、災害時の外国人支援について学ぶ。

(5) 広報啓発事業

①広報誌等の発行

②イベント等で、協会及び協会事業をPRする。

③会員増強に向けた広報に取り組む。

(6) 国際交流ボランティア事業

国際交流ボランティア（語学・文化・ホームステイ）、災害時外国人サポーターの育成及び活用

## 令和8年度 事業計画表(案)

実施日		事業名	部会	場所
4～3月	毎週 水・木・ 金曜日	外国人のための日本語教室	日本語教室	コミュニティセンター小湊 鴨川地区公民館
4～3月	毎週 金曜日	こども日本語教室	多文化共生	鴨川地区公民館
4～3月	毎月 第1・3 木曜日	Kamogawa Song Birds ～英語で歌おう～	交流推進	鴨川地区公民館
4～3月	随時	国際交流ボランティアの派遣	—	
6～8月	水曜日	日本語指導ボランティア入門講座	日本語教室	公民館
4月	9日・13日	定期監査	—	市役所
	15日	第1回理事会	—	市役所
	26日	定期総会	—	鴨川シーワールドホテル
6月	7日	第18回世界の料理教室 ～タイの料理を楽しんで!!～	交流推進	鴨川地区公民館
	中旬	おしゃべりカフェ①	多文化共生	
10月	25日	鴨川の人気スポット「四方木不動滝」 周辺をポールウォーキング	交流推進	四方木地区
11月	1日	Halloween Filipino Style!	交流推進	鴨川地区公民館 東条分館
	24日	シークレット・サンタ(送付)	—	市役所(事務局)
	下旬	外国人のための防災バスハイク	多文化共生	千葉県西部防災センター
12月	20日	そば打ち体験	交流推進	鴨川地区公民館
	22日	シークレット・サンタ(開封)	—	市役所ロビー
1月	17日	イングリッシュ・ティー・パーティー	交流推進	公民館
	24日	災害時外国人サポーター養成講座	多文化共生	
2月	上旬	姉妹都市オンライン交流会	—	各家庭
	下旬	おしゃべりカフェ②	多文化共生	観音寺

## 1 令和8年度 収支予算書(案)

## (1) 収入の部

単位:円

科目	本年度 予算額①	前年度 決算額②	比較 (①-②)	備考
繰越金	167,191	606,690	△ 439,499	令和7年度から
年会費	720,000	747,000	△ 27,000	個人210名 210,000 法人団体 51口 510,000
負担金	70,000	115,000	△ 45,000	総会后懇親会参加費 30,000 0 イベント等参加費 40,000
補助金	375,000	430,000	△ 55,000	補助金申請中(多文化共生事業)
雑収入	2,809	38,598	△ 35,789	預金利息等
繰入金	0	350,000	△ 350,000	基金から
合計	1,335,000	2,287,288	△ 952,288	

## (2) 支出の部

単位:円

科目	本年度 予算額①	前年度 決算額②	比較 (①-②)	備考
姉妹都市 交流事業	40,000	1,417,486	△ 1,377,486	通信費 案内送料 10,000 荷物送料 30,000
外国人 交流事業	125,000	33,545	91,455	報償費 5,000 食糧費 70,000 消耗品費 5,000 通信費 案内送料 35,000 使用料 10,000
日本語教室 事業	265,000	55,200	209,800	報償費 講師謝礼 160,000 旅費 ボランティア交通費 90,000 消耗品費 5,000 印刷製本費 5,000 図書購入費 5,000
多文化共生 事業	670,000	460,885	209,115	【災害時外国人支援】 605,000 ●外国人のための防災バスハイク 214,000 保険料 8,000 使用料 156,000 通信費 案内送料 50,000 ●災害時外国人サポーター養成講座 391,000 報償費 176,000 旅費 講師交通費等 72,000 消耗品費 93,000 通信費 案内送料 28,000 会場使用料 22,000

				【おしゃべりカフェ】	25,000
				消耗品費	5,000
				食糧費	5,000
				通信費 案内送料	5,000
				会場使用料	10,000
				【こども日本語教室】	40,000
				旅費 ボランティア交通費	30,000
				消耗品費	10,000
広報啓発事業	60,000	43,068	16,932	印刷製本費	38,000
				通信費 広報誌送料	22,000
事務費	175,000	109,913	65,087	会議賄	70,000
				交際費 市観光協会会費	10,000
				消耗品費	15,000
				修繕料	59,000
				通信費 総会資料等送料	10,000
				手数料	1,000
				会場使用料	10,000
合計	1,335,000	2,120,097	△ 785,097		

## 2 令和8年度 国際交流事業基金(案)

単位:円

年度当初	当該年度中増減額	当該年度決算額
8,283,271	19,729	8,303,000

【当該年度中増減内訳】  
預金利息

19,729 円

## 役員 の 選 任 (案)

## 1 総会において会員の中から選出される役員

## (1) 理事に選出しようとする者

1	ゴールドマン 浩美	鴨川市平塚	8	高梨 賢	鴨川市江見吉浦
2	近藤 典子	鴨川市東町	9	滝口 悦夫	鴨川市横渚
3	佐久間 ジョジ	鴨川市東町	10	山田 裕子	鴨川市横渚
4	ザッカーリー クラウス	鴨川市広場	11	大野 知代	(学)鉄蕉館 亀田医療大学
5	鈴木 健史	鴨川市西町	12	池田 敦史	(福)太陽会 安房医療福祉 専門学校南房総校
6	副島 裕正	鴨川市広場	13	磯野 能士	(学)令徳学園 鴨川令徳高校
7	高梨 忍	鴨川市天津			

## (2) 監事に選出しようとする者

1	小高 由加里	いすみ市大原	2	吉村 敦広	鴨川温泉旅館業協同組合
---	--------	--------	---	-------	-------------

## 2 理事の互選による役員(総会の承認)

## (1) 会長

1	鈴木 健史	鴨川市西町
---	-------	-------

## (2) 副会長

1	高梨 賢	鴨川市江見吉浦	2	山田 裕子	鴨川市横渚
---	------	---------	---	-------	-------

# 鴨川市国際交流協会規約

(名称)

第1条 本会は、鴨川市国際交流協会（以下「協会」という。略称「KIRA」英文名 KAMOGAWA INTERNATIONAL RELATIONS ASSOCIATION）と称する。

(目的)

第2条 協会は、市民を主体とした幅広い国際交流事業を推進し、諸外国との友好親善の推進に努めるとともに、在住外国人との相互理解を深め、地域の国際化に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国際交流に関する事業の実施
- (2) 国際交流に関する情報及び資料の収集
- (3) 国際交流に関する情報の提供
- (4) 国際交流に関する諸団体との連絡調整
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 協会は、第2条の目的に賛同する次に掲げる会員をもって組織する。

- (1) 団体会員
  - (2) 法人会員
  - (3) 個人会員
- 2 会員の資格は、第18条に規定する会費を納入した日に取得する。
- 3 会員は、次の各号のいずれか一に該当するときは、その資格を失う。
- (1) 会費を納付しないとき。
  - (2) 協会の名誉を著しく傷つけ、又は公序良俗に反する行為を行ったと理事会が認めるとき。

(役員)

第5条 協会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理 事 15名以内
- (4) 監 事 2名

(役員を選任及び承認)

第6条 会長、副会長は、理事の中から互選し、総会の承認を得るものとする。

2 理事及び監事は、総会において会員の中から選出する。

(役員任期)

第7条 役員任期は総会において選出された日の翌日から2年とする。ただし再任を妨げない。補欠により役員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員任期満了後も次の役員が選出されるまで期間がある場合は、従前の役員がその職務を行うものとする。

(役員職務)

第8条 会長は、本協会を代表し、会務を総括し諸会議を招集する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 理事は、協会に関する事項を審議し、協会の職務を推進する。

4 監事は、協会の事業及び会計を監査する。

(名誉会長及び顧問)

第9条 協会に名誉会長及び顧問を置くことができる。

(会議)

第10条 協会の会議は、総会及び理事会とし、会長が各会議の議長となる。

(総会)

第11条 総会は、年1回会長が招集する。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

2 総会において決議、又は承認する事項は次のとおりとする。

(1) 予算及び決算に関すること。

(2) 事業計画及び事業報告に関すること。

(3) 規約の制定及び変更に関すること。ただし、一部変更の場合であって、その変更に係る事項が軽微なものとして理事会が認めるものを除く。

(4) 役員を選出に関すること。

(5) その他、会長が必要と認めた事項

3 第1項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があると認めるときは、理事会の承認を得て、総会の開催に代えて書面による議決により前項に規定する事項について決議又は承認を得ることができる。

(理事会)

第12条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、会長が必要に応じて招集する。

2 理事会において審議する事項は、次のとおりとする。

(1) 協会の運営に関すること。

(2) 総会の開催及び付議事項等に関すること。

(3) その他、会長が必要と認めた事項に関すること。

(付属機関)

第13条 会長は、協会の主要な事業を円滑に推進するために部会を設けることができる。

(議決)

第14条 会議の議決は、出席者の過半数をもって決する。ただし、賛否同数の場合は、議長が決する。

2 第11条第3項の規定により書面による議決を行う場合は、提出された書面の過半数を持って決する。ただし、賛否同数の場合は、議長が決する。

(事務局)

第15条 協会の事務を処理するため、事務局を鴨川市横渚 1450 番地、鴨川市役所 市民生活課内に置く。

(経費)

第16条 協会の経費は、次の収入をもってあてる。

- (1) 会費
- (2) 補助金
- (3) 寄附金
- (4) その他の収入

(特別会計)

第17条 協会は、特別会計を設けることができる。

(会費)

第18条 協会の会費は、年会費として次の会費を、年度の始めに別に定める方法により納入しなければならない。

- (1) 団体会員・法人会員 年額・1口 10,000円
- (2) 個人会員 年額・1口 1,000円

(会計年度)

第19条 協会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(委任)

第20条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成18年5月14日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成20年4月18日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成21年5月17日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成22年5月9日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年4月22日から施行し、平成22年7月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成24年4月25日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年5月13日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、令和2年4月23日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年4月12日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、令和8年4月15日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

## 鴨川市国際交流事業基金設置規程

### (設 置)

第1条 鴨川市国際交流協会（以下「協会」という。）は、姉妹都市交流事業及び記念事業など特別な事業の実施に対応し、地域の国際化の推進及び市民レベルの国際交流活動の発展に寄与するため、鴨川市国際交流事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (基 金)

第2条 基金は、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

### (管 理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

### (処 分)

第4条 基金は、第1条に規定する事業の実施に必要な財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

### (事 務)

第5条 基金の事務は、協会の事務局がこれにあたる。

### (会 計)

第6条 基金の会計は、協会の特別会計をもって処理し、毎年4月1日から始まり翌年3月31日をもって終わる。

### (委 任)

第7条 この規程に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この規程は平成9年6月26日から施行し、平成9年4月1日より適用する。

## 鴨川市国際交流協会 Facebook 運用規程

(運用方針)

第1条 鴨川市国際交流協会（以下「協会」という。）が運用する Facebook の運用方針（以下「運用方針」という。）を次のとおり定めます。この運用方針は、協会の Facebook を利用するすべての方（以下「利用者」という。）に適用されます。内容を確認し、同意いただいた上でご利用ください。

(目的及び掲載内容)

第2条 協会だよりや事業案内では広報しきれない、国際交流イベント、姉妹都市情報などの発信を行います。また、国際交流関係の情報収集、交流の場として情報提供を行うことができます。

(事務局からの投稿)

第3条 原則として、平日の午前8時30分から午後5時15分までの間に、不定期に投稿します。なお、この時間外にも必要に応じて投稿する場合があります。

(禁止事項)

第4条 利用者は、協会が運用する Facebook にコメント等を投稿するにあたり、次に掲げる行為をしてはならないものとします。禁止事項に該当すると協会が判断した場合は、利用者に事前に何ら通知することなく、投稿の削除その他の必要な措置をとることができるものとします。

- (1) 法律、法令等に違反する内容、または違反するおそれがある内容
- (2) 公序良俗に反する内容
- (3) 掲載内容に対して著しくかい離する内容
- (4) 協会、他の利用者又は第三者を誹謗中傷し、もしくは名誉又は信用を傷つける内容
- (5) 政治活動、選挙活動、宗教活動又はこれらに類似する内容
- (6) 違法な情報やわいせつな内容
- (7) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とした内容（ウェブサイトの紹介等も含む）
- (8) 協会、他の利用者又は第三者の著作権、商標権、肖像権等の知的財産権を侵害する恐れのある内容
- (9) 他の利用者又は第三者に関して、住所、電話番号、Eメールアドレス等の個

人情報を特定、開示、漏洩する等の個人プライバシーを侵害する内容

(10) 他者に成りすますなど虚偽や事実と異なる情報及び正否の確認ができない噂等の内容

(11) 有害なプログラム等を送信することにより、通信機器の機能を妨害し、情報を引き出し、又は他者のアクセスを妨害することを目的とした内容

(12) 協会、他の利用者又は第三者に不利益を与える内容

(13) その他運用管理者が不相当と判断した内容

(知的財産権の帰属)

第5条 掲載している個々の情報（文章、写真、及びイラスト等）に関する知的財産権は、協会以外の原作者に帰属します。

2 掲載内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合及び Facebook で「シェア」機能を使用するなど、転載の対象となる内容を改編せず、また出所を明記する場合を除き、無断で複製及び転載することはできません。

(コメント、シェア等)

第6条 協会 Facebook では、事務局は、情報発信のみを行います。ただし、政府機関や地方公共団体、公共性の高い団体、市や市の事業に関連する団体等の Facebook ページ、ブログ等については、必要に応じて行うことがあります。

(個人情報に関する取り扱い)

第7条 Facebook を通じて協会が取得した個人情報については、「鴨川市個人情報保護条例」に基づき、適切に取り扱います。

(委 任)

第8条 この規程に定めるもののほか、Facebook の管理に関し必要な事項は、会長が別に定めます。

附 則

この運用規程は、平成 27 年 1 月 29 日から施行する。

附 則

この運用規程は、令和 5 年 4 月 20 日から施行する。